

生総発第171号

平成7年3月16日

各部（室）課（隊）長  
各 参 事 官  
警 察 学 校 長  
各 警 察 署 長  
殿

岐阜県警察本部長

幼児等連れ去り事案未然防止教育班の運用に関する要綱の制定について（例規通達）

幼児、児童を対象とする連れ去り事案は、性的行為を目的として敢行されることが多く、殺人・死体遺棄等の凶悪事件に発展する危険性が極めて高い事件である。この種事件は、抵抗力の弱い幼児、児童を対象とし、その前兆的な声掛け事案等は、種々の事情から被害申告が少ないなど、その被害実態が明らかでなく、有効な対策が講ぜられないまま、県内の全域において発生している状況にある。

このようなことから、連れ去り事案未然防止教育をきめ細かに実施するため、生活安全部生活安全総務課に幼児等連れ去り事案未然防止教育班を設置して、県下の保育所、幼稚園、小学校をはじめ、自治会、子ども会等を巡回させ、教育を受ける機会の少ない幼児、児童、保護者等に対する教育を実施することとし、この度、別添のとおり、「幼児等連れ去り事案未然防止教育班の運用に関する要綱」（以下「要綱」という。）を定め、平成7年4月1日から運用することとしたので、その実効を期されたい。

別添

## 幼児等連れ去り事案未然防止教育班の運用に関する要綱

### 第1 目的

この要綱は、幼児等連れ去り事案未然防止教育班（以下「教育班」という。）の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 定義

教育班員とは、対象に応じたきめ細かい連れ去り事案未然防止教育（以下「教育」という。）を実施し、自主防犯意識の普及啓発を行う特別職の地方公務員（非常勤専門職）をいう。

### 第3 資格要件

教育班員は、原則として警察職員としての勤務経歴を有する者又は保育士若しくは教員の資格を有する者とする。

### 第4 任用等

教育班員の任命、解任、報酬、その他勤務条件等は、岐阜県警察各種非常勤専門職設置要綱（昭和52年3月14日付け務発第99号ほか）の定めるところによる。

### 第5 配置及び体制

- 1 教育班は、生活安全総務課に配置する。
- 2 教育班は、地域安全巡回指導教育専門職をもって充て、うち1人を班長に指定する。
- 3 班長は、班員を指揮して教育を推進する。

### 第6 職務及び運用

- 1 教育班員は、生活安全総務課長（以下「課長」という。）の命を受け、次に掲げる職務を行うものとする。
  - (1) 幼児等に対する連れ去り事案未然防止の実技指導、防犯講話等
  - (2) 保護者及び教育関係者に対する連れ去り事案未然防止の指導要領、防犯講話等
  - (3) その他課長の特命する事項
- 2 警察署長は、巡回教育の実施希望を巡回教育実施申請書（別記様式第1号）により、課長に申請するものとする。

### 第7 勤務計画

課長は、教育班の勤務計画を策定するものとする。

### 第8 巡回教育の実施要領等

教育班は、対象に応じた教育方法により実施する。なお、教育時間は、1回当たり120分とする。

### 第9 研修等

- 1 課長は、教育班員の教育技術を向上させるため、常に研修等による指導に努めなけ

ればならない。

- 2 教育班員は、連れ去り事案等の実態を研究するとともに、教育の内容及び技術について研鑽しなければならない。

#### 第10 勤務結果の記録

教育班員は、教育の活動内容等について、活動日誌（別記様式第2号）にその状況を記録し、課長に報告しなければならない。

#### 第11 運用上の留意事項

警察署長は、巡回教育が行われるに際し、可能な限り地区防犯協会員、地域安全指導員等地域安全ボランティアの参加が得られるよう配慮すること。

附 則

この要綱は平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成18年12月8日から適用する。

年 月 日

生活安全総務課長 殿

警 察 署 長

巡 回 教 育 実 施 申 請 書

みだしのことについて、次の通り巡回教育を依頼します。

記

教育希望日時	年 月 日 曜日 午 時 分 ~ 午 時 分
教育希望場所	
対象別人員	幼 児 人 小学生 人
	保護者 人 保母 人
	人
教育項目	
備 考	

別記様式第2号（第10関係）

課 長		次管 理 席官		補 佐		係 長	
--------	--	---------------	--	--------	--	--------	--

年 月 日（ 曜日）

天候

勤務員 印

勤務員 印

勤務員 印

活 動 日 誌

教 育 時 間	時 分 ~ 時 分	時 分 ~ 時 分
教 育 場 所		
受 講 人 員	幼児 人 小学生 人 保母、教諭 人 保護者 人	幼児 人 小学生 人 保母、教諭 人 保護者 人
教 育 内 容		
使 用 器 材		
補 助 者 等	警察官 人	地域安全指導員 人 その他 人
備 考		